

校友会新潟県支部会則

第1条 本会は、一般社団法人東洋大学校友会定款に基づく会員組織で、東洋大学校友会新潟県支部と称し、事務所は支部長の指定するところに置く。

第2条 本会は、東洋大学建学の精神を顕現し、母校愛と会員相互の親睦にもとづき、東洋大学の興隆発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、第3条に定める目的を達成するために校友会定款第5条に定める会員で本会に所属を希望する会員を構成員とする。

第4条 本会に次の役員をおき、任期を三年とする。ただし再任を妨げない。

☆支部長	一名
☆副支部長	三名
☆幹事	若干名
☆地区委員	若干名
☆監事	若干名

上記の役員は、校友会定款第5条第4号に定める正会員である事を要する。

第5条 役員の選出方法は次のとおりとする。

☆支部長は総会で選挙する。

☆副支部長は支部長が委嘱する。

☆幹事・監事は支部長が委嘱する。

☆地区委員は各地区から推薦された者を支部長が委嘱する。

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

☆支部長は、この会を代表し、会務を統括する。

☆副支部長は、支部長を補佐し、上・中・下越（佐渡を含む）の各地区の運営にあたり支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順により、その任務を代行する。

☆幹事は、支部長の指示に基づき、支部の運営にあたる。

☆監事は、会計監査を行い、総会で報告する。

☆地区委員は、副支部長を補佐し、地区の会員への連絡にあたる。

第7条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会の議を経て支部長が委嘱する。

第8条 顧問は支部長の諮問に応ずる。

第9条 本会の運営を円滑にするために次の三地区とする。

☆下越地区（佐渡を含む）

☆中越地区

☆上越地区

第10条 毎年一回総会を開く。但し必要あるときは、臨時に開くことができる。

第11条 本会の会計は次のとおりとする。経費は、本部会費のうち支部に還元される経費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第12条 本会の運営にあたっては、校友会の定款を踏まえるとともに、個人情報の保護の観点から会員情報の管理・保護に努める。

第13条 会則の改正は、総会の議決による。

○ 付 則

本会則は昭和36年9月3日より施行する。

本会則は昭和50年7月27日一部改正。

本会則は昭和60年8月25日一部改正。

本会則は平成5年8月22日一部改正。

本会則は平成11年8月22日一部改正。

本会則は令和8年8月29日一部改正。